



平成23年12月20日
内閣府（防災担当）

「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構」への出資に係る東日本大震災復旧・復興予備費の使用について

1. 概要

東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負いながら被災地域において事業再生を図ろうとする事業者を対象に、債権買取り等の業務を通じて債務の負担を軽減し、その再生を支援する「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構」を設立することを目的とした「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法」が本年11月21日に成立しました。

これを受け、同支援機構の業務の円滑な運営に資するための資金として、預金保険機構及び農水産業協同組合貯金保険機構が行う同支援機構への出資に必要な経費を支出するため、平成23年度東日本大震災復旧・復興予備費を使用することとしました。

2. 予備費使用額

200億円

3. 内容

- | | |
|-----------------------|---------|
| ①預金保険機構に対する出資 | 186.8億円 |
| ②農水産業協同組合貯金保険機構に対する出資 | 13.2億円 |

（注）①は金融庁に計上、②は農林水産省に計上。

本件問い合わせ先

内閣府 東日本大震災事業者再生支援機構設立準備室

岡林、富永

TEL:03-5545-7283（直通）